

2017年
1月から

新しい税制が始まりました。 (セルフメディケーション税制)

○ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組を行う個人が、特定の成分を含んだOTC医薬品を購入した場合において、年間購入額が合計1万2,000円を超えた場合に適用される制度です。(平成29年～平成33年まで)

① 対象となる成分を含んだOTC医薬品

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> で、この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。また、製品についている識別マークやレシートについている記号(「★」マーク等)でも対象かどうかを確認することができます。

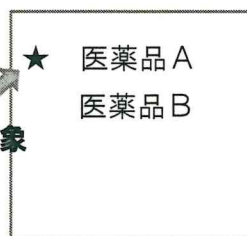
<参考>

製品識別マーク

セルフメディケーション



レシート



レシートには対象製品にマークが記載されています。
申告に必要となりますので大切に保管してください。

② 対象となる方((1)～(3)すべてを満たす方が対象)

- (1) 所得税や住民税を収めている方
- (2) 自分と同一家計の家族分の対象薬品購入額合計が1万2,000円を超えた方
- (3) 健康の維持増進や病気の予防として、健康診断や予防接種を受けている方

③ 税金に対する控除額の計算

自分と同一家計の家族分を含めた対象製品(OTC薬品)の購入費が5万円の場合
控除額 5万円-1万2,000円=3万8,000円
所得税、市・県民税の申告にこちらの控除額を利用できます。
(限度額は10万円支払った場合の8万8,000円となります。)

④ 確定申告および市・県民税申告をする際

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することはできません。申告の際はどちらか選択することになりますので、注意してください。セルフメディケーション税制を選択した際は、レシートや領収書の他に、本人の取組の証明としてインフルエンザ等定期予防接種の領収書や、予防接種済証、または健康診断結果通知等が必要です。
また、申告に利用した資料は5年間ご自宅で保管してください。 (裏面は明細書の記載例)

